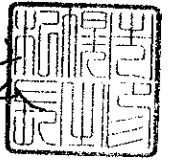


札幌市議会議員及び札幌市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月 6 日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第 28 号

札幌市議会議員及び札幌市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

札幌市議会議員及び札幌市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例（平成5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第8条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「5円18銭」を「5円62銭」に、「386,500円」を「419,000円」に改める。
- (2) 第11条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の札幌市議会議員及び札幌市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。